

第 | 章

⑦につけよう！

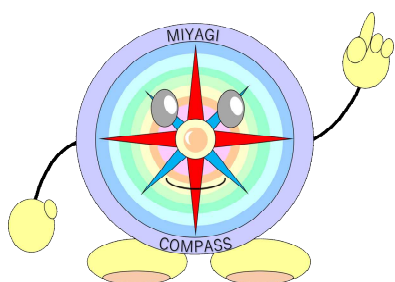
知的障害教育の知識

(理論編)

わたしは、

らしーん！

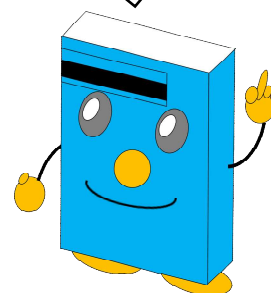
先生方に分かりやすいようガイド
します。



わたしは、

まなぶん！

学習指導要領について説明します。



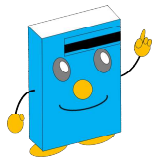
Q 知的障害とは？

A **知的機能の発達に明らかな遅れ^①と、適応行動の困難性^②を伴う状態^③が、発達期に起こるもの^④を言う。**

- ① 認知や言語などに関わる精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の児童生徒と比較して平均的水準より有意な遅れが明らかな状態。
- ② 他人との意思の疎通、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないことであり、適応行動の習得や習熟に困難があるために、実際の生活において支障をきたしている状態。
- ③ 「知的機能の発達に明らかな遅れ」と「適応行動の困難性」の両方が同時に存在する状態。
- ④ この障害の多くは、胎児期、出生時及び出生後の比較的早期に起こることを表している。発達期の規定の仕方は、必ずしも一定しないが、成長期（おおむね18歳）までとすることが一般的。

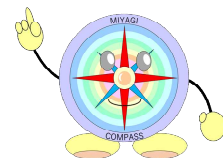
適応行動の面では、次のような困難さが生じやすい。

- **概念的スキルの困難性**
 言語発達：言語理解、言語表出能力 等
 学習技能：読字、書字、計算、推論 等
- **社会的スキルの困難性**
 対人スキル：友達関係 等
 社会的行動：社会的ルールを理解、集団行動 等
- **実用的スキルの困難性**
 日常生活習慣行動：食事、排せつ、衣服の着脱、清潔行動 等
 ライフスキル：買い物、乗り物の利用、公共機関の利用 等
 運動機能：協調運動、運動動作技能、持久力 等



（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第1節1，
 特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第1節1)を基に作成

適切な支援があることで、困難さは軽減されます。
 まずは、目の前の児童生徒の状態を把握しましょう。

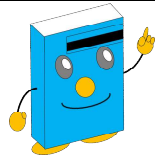


Q 知的障害のある児童生徒の学習上の特性とは？

A **学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しい**ことが挙げられる。そのため、**実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習**することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする**継続的、段階的な指導**が重要となる。児童生徒が一度身に付けた知識や技能等は、着実に実行されることが多い。

また、**成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。**そのため、学習の過程では、児童生徒が頑張っているところやできたところを細かく認めたり、称賛したりすることで、児童生徒の**自信や主体的に取り組む意欲を育む**ことが重要となる。

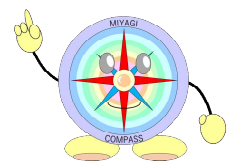
更に、抽象的な内容の指導よりも、**実際的な生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする指導**が効果的である。



（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第2節1、
特支高学習指導要領解説知的教科等編（上） 第2編第2部第5章第2節1）

授業づくりでは、教師が実際の場面を設定したり、児童生徒が実物を使って具体的に学習したりと、「実際」「実物」というところが重要です。

また、教育的対応や学習環境の工夫が大切になってきます。「学校における合理的配慮とは？（p. 1-14）」「ユニバーサルデザインについて（p. 3-31）」「教室環境の整備について（p. 3-32）」「教材・教具の準備について（p. 3-33）」を参考にしてみてください。



Q 特別支援学校（知的障害）における各教科等の教育課程とは？

A **知的障害者である児童生徒を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。**ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

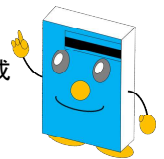
（学校教育法施行規則 第126条第2項）

※ 中学部、高等部は、同規則第127条第2項、第128条第2項においてほぼ同様に規定されている。

○ 「重複障害」の指導について

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、**各教科、道徳科、外国語科、若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部または各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導することができるものとする。**

（特支小中学習指導要領 第1章第8節4）を基に作成

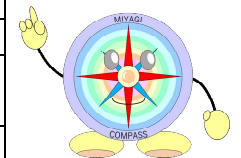


		小学部	中学部	高等部
各教科	生活	○		
	国語	○	○	○
	算数／数学	○	○	○
	音楽	○	○	○
	図画工作／美術	○	○	○
	体育／保健体育	○	○	○
	社会		○	○
	理科		○	○
	職業・家庭 (高等部は職業と家庭に分かれる)		○	○
	道徳科	○	○	○
各教科	総合的な学習の時間 (高等部は総合的な探究の時間)		○	○
	特別活動	○	○	○
	自立活動	○	○	○
	外国語活動 (小学部3学年以上)	必要がある場合		
	外国語		必要がある場合	必要がある場合
各教科	情報			必要がある場合
	専門教科 (家政、農業、工業、流通・サービス、福祉)			○ (専門学科の場合)
	学校設定教科			必要がある場合

「○」のあるものは、全ての児童生徒が履修することになります。

「／」のある教科は左側が小学部、右側が中学部・高等部を示します。

「必要がある場合」とは、「児童生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて」ということです。



Q 特別支援学級（知的障害）における各教科等の教育課程とは？

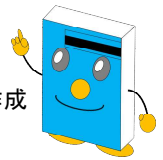
A 小学校，中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については，特に必要がある場合は，(略)**特別の教育課程**によることができる。

（学校教育法施行規則 第138条）

○ 特別支援学級における**特別の教育課程**

児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上，**各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり，各教科を，知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたり**するなどして，実態に応じた教育課程を編成すること。

（小学校学習指導要領 平成29年3月告示 第1章第4の2(1)イ(イ) 及び
中学校学習指導要領 平成29年3月告示 第1章第4の2(1)イ(イ)を基に作成



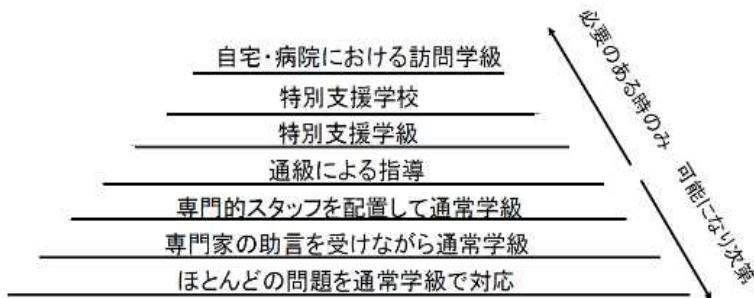
○ 特別支援学級（知的障害）の教育課程の編成例

	自立活動のみを取り入れる場合	各教科の目標を下学年の目標に替える場合	特別支援学校(知的障害)の各教科の目標に替える場合	各教科等を合わせた指導を取り入れる場合
各教科	○	○	○	全部又は一部を 合わせることが できる
道徳科	○	○	○	
特別活動	○	○	○	
外国語活動 ／外国語	○	○	必要がある場合	
自立活動	○	○	○	
総合的な 学習の時間	○	○	○	

Q 連続性のある「多様な学びの場」とは？

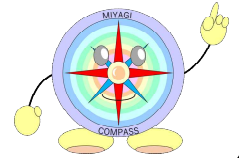
A インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。**小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要**である。

日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性



(中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)H24)を基に作成

高等学校でも通級による指導が始まり、同様に連続性のある「多様な学びの場」が整備されています。



学びの連続性を重視した対応(学習指導要領改訂の基本方針)

○「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の基本的な考え方の明確化

- ・ 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることを規定
- ・ 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができること、道徳科の内容についても同様であることを規定

○ 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理

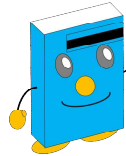
- ・ 小・中学部の各段階に目標を設定
- ・ 中学部に2段階を新設し、段階ごとの内容を充実
- ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
- ・ 小学部の子供のうち小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者、また、中学部の子供のうち中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、子供が就学する学部に対応する学校段階までの小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定

(特支小中学学習指導要領解説総則編 第1編第1章第2節2ア)を基に作成



Q 特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容の段階とは？

A 学年ではなく、段階別に（各教科の）内容を示している理由は、（略）発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も異なるからである。そのため、**段階を設けて示す**ことにより、個々の児童生徒の実態等に即して、各教科の内容を精選して、効果的な指導ができるようにしている。

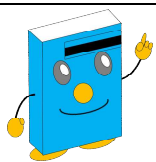


（特支小中学習指導要領解説各教科等編 第4章第1節5、
特支高学習指導要領解説知的教科等編（上） 第2編第2部 第5章第1節5）

○ 知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の段階の構成

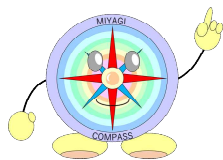
段階	内容の対象 等	ねらいとする内容 等	
小学部	1段階	主として知的障害の程度は、比較的重く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要である者を対象とした内容を示している。	知的発達が極めて未分化であり、認知面での発達も十分でないことや、生活経験の積み重ねが少ないことなどから、主として教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験し、事物に気付き注意を向けたり、関心や興味を持ったりすることや、基本的な行動の一つ一つを着実に身に付けたりすることをねらいとする内容を示している。
	2段階	知的障害の程度は、1段階ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容を示している。	1段階を踏まえ、主として教師からの言葉掛けによる援助を受けながら、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして、目的をもった遊びや行動をとったり、児童が基本的な行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。
	3段階	知的障害の程度は、他人との意思の疎通や日常生活を営む際に困難が見られる。適宜援助を必要とする者を対象とした内容を示している。	2段階を踏まえ、主として児童が自ら場面や順序などの様子に気付いたり、主体的に活動に取り組んだりしながら、社会生活につながる行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。

段階	内容の対象 等	ねらいとする内容 等	
中学部	1 段階	小学部3段階を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思の疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容を示している。	主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、経験したことを活用したり、順番を考えたりして、日常生活や社会生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。
	2 段階	中学部1段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。	主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、目的に応じて選択したり、処理したりするなど工夫し、将来の職業生活を見据えた力を身に付けられるようにしていくことをねらいとする内容を示している。
高等部	1 段階	中学部2段階やそれまでの経験を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などに関連を考慮した、基礎的な内容を示している。	主として生徒自らが主体的に学び、卒業後の生活を見据えた基本的な生活習慣、社会性及び職業能力等を身に付けられるようにしていくことをねらいとする内容を示している。
	2 段階	高等部1段階を踏まえ、比較的障害の程度が軽度である生徒を対象として、卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などとの関連を考慮した、発展的な内容を示している。	主として生徒自らが主体的に学び、卒業後の実際の生活に必要な生活習慣、社会性、及び職業能力等を習得することをねらいとする実用的かつ発展的な内容を示している。



（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第1節5、

特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第1節5)を基に作成



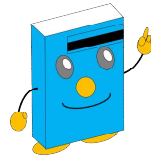
今回の改訂では、各段階における育成を目指す資質・能力を明確にすることから、段階ごとに目標を新設しました。小学部は3つの段階、中学部は段階も新設し、2つの段階により目標が示されました。また、高等部も段階ごとの目標を新設して示されました。

Q 各教科等を合わせた指導とは？

A 特別支援学校の小学部，中学部又は高等部においては，知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは，各教科，特別の教科である道徳，外国語活動，特別活動及び自立活動の全部又は一部について，合わせて授業を行うことができる。

（学校教育法施行規則 第130条第2項）

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，児童生徒の学校での生活を基盤として，学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから，従前から，日常生活の指導，遊びの指導，生活単元学習，作業学習などとして実践されてきており，それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれている。

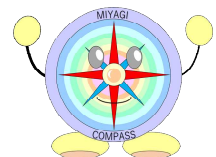


（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第2節3(3)，

特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第2節3(3)）

知的障害のある児童生徒の学習上の特性として，

- (1) 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすい。
- (2) 実際の生活の場で応用されにくい。
- (3) 成功経験が少なく，主体的に取り組む意欲が育ちにくい。
- (4) 抽象的な内容より，実際の・具体的な内容の指導が効果的。等が挙げられます。



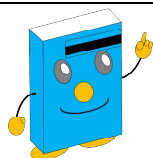
そこで，知的障害のある児童生徒が学習内容を身に付けていく際の学び方として，「各教科等を合わせた指導」により，実際の生活に即した学びを行うことで，知的障害のある児童生徒が主体的に学習に取り組みやすくなる等の効果が期待できます。

Q 日常生活の指導，遊びの指導，生活単元学習，作業学習とは？

A 「各教科等を合わせた指導」と呼ばれる指導の形態です。

○ 各教科等を合わせた指導の特徴と各教科等の取扱い

各教科等を合わせた指導の特徴		各教科等の取扱い
日常生活の指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の日常生活が充実し，高まるように日常生活の諸活動について計画的に指導するもの。 ・ 基本的な生活習慣の内容（衣服の着脱，洗面，手洗い，排泄，食事，清潔など）。 ・ 日常生活や社会生活において必要で基本的な内容（あいさつ，言葉遣い，礼儀作法，時間を守ること，きまりを守ることなど）。 	<p>生活科を中心として，特別活動〔学級活動〕など広範囲に各教科等の内容が扱われる。</p>
遊びの指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主に小学部段階において，遊びを学習活動の中心に据えて取り組み，身体活動を活発にし，仲間とのかかわりを促し，意欲的な活動を育み，心身の発達を促していくもの。 ・ 児童が比較的自由に取り組むものから，期間や時間設定，題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。 	<p>生活科の内容をはじめ，体育科など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われる。</p>
生活単元学習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が生活上の目標を達成したり，課題を解決したりするために，一連の活動を組織的・体系的に経験することによって，自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するもの。 ・ 児童生徒の学習活動は，実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切である。 ・ 個々の児童生徒の自立と社会参加を視野に入れ，個別の指導計画に基づき，計画・実施することが大切である。 	<p>広範囲に各教科等の目標や内容が扱われる。</p>
作業学習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業活動を学習活動の中心にしながら，児童生徒の働く意欲を培い，将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの。 ・ 作業学習で取り扱われる作業活動の種類 農耕，園芸，紙工，木工，縫製，織物，金工，窯業，セメント加工，印刷，調理，食品加工，クリーニング，販売，事務，清掃，接客等。 	<p>中学部では職業・家庭科の目標及び内容が中心となる。</p> <p>高等部は職業科，家庭科及び情報科の目標及び内容や，主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容を中心とした学習へとつながる。</p>

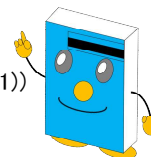


（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第2節3(3)，
特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第2節3(3))を基に作成

Q 自立活動の指導とは？

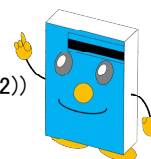
A 障害のある幼児児童生徒は、その障害によって、各教科等において育まれる資質・能力の育成につまずきなどが生じやすい。そのため、個々の実態把握によって導かれる「人間としての基礎的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」、いわゆる心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている。

（特支学習指導要領解説自立活動編 第3章1(1)）



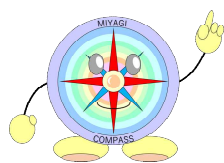
- ・ 自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である。この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない。
- ・ 小・中学校等の特別支援学級や通級による指導においては、児童生徒の障害の状態等を考慮すると、小学校又は中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではなく、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている自立活動等を取り入れた特別の教育課程を編成する必要性が生じる場合がある。

（特支学習指導要領解説自立活動編 第3章1(2)）



自立活動は、知的障害のある児童生徒に限らず、どの障害種においても指導が必要です。

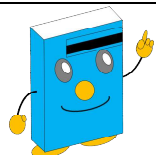
自立活動は、学校の教育活動全体を通じて指導します。これは、「自立活動の時間における指導」以外に、各教科等を合わせた指導（日常生活の指導等）や各教科の時間の中でも、自立活動に関連した「各教科等における指導」を行うということです。その際、「自立活動の時間における指導」と「各教科等における指導」は、綿密な関連を保つことが必要になります。



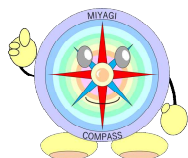
○自立活動の内容

自立活動の内容は6つの区分の下に27項目があります。

区分	項目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。



(特支小中学学習指導要領 第7章第2、
特支高学習指導要領 第6章第2款)を基に作成

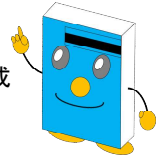


自立活動は、三つの柱から整理されていません。しかし、自立活動は心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものであり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

Q 個別の教育支援計画とは？

A 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、**長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために作成する計画**のことである。

（特小中学習指導要領 第1章第5節1(5)、特支高学習指導要領 第1章第2節第5款1(7)を基に作成



個別の教育支援計画の活用について

個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、**就学前から就学时、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすこと**が大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、**保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意すること**が必要である。

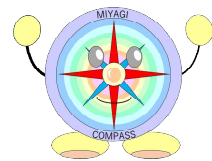
（小学校学習指導要領解説総則編 第3章第4節2(1)④、中学校学習指導要領解説総則編 第3章第4節2(1)④を基に作成

作成の手順（例）

- ① 障害のある児童生徒などの生活の中で遭遇する制約や困難を把握する。
- ② 本人及び保護者の意向や将来の希望を確認する。
- ③ 在籍校のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立てる。
- ④ それぞれが提供する合理的配慮（p. 1-14）を含む支援の内容を具体的に記述し、整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にする。
- ⑤ 合理的配慮を含む支援の内容の提供等を適宜評価し、改善を図る。

具体的な活用場面

- ・ 保護者との連携〈相談、面談、家庭訪問〉
- ・ 校内における支援内容の話合い〈校内委員会〉
- ・ 関係機関を交えた会議〈支援会議〉
- ・ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、進路先との引き継ぎ〈移行支援会議〉



個別の教育支援計画は、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒全員に必ず作成します。通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒については、作成・活用に努めることとされています。

様式については、各県や市町村、学校等で違うので、確認しましょう。

参考：文部科学省「個別の教育支援計画の参考様式について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm



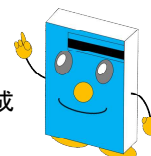
Q 個別の指導計画とは？

A 個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために各学校で作成しなければならないものである。**障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成する計画**のことである。

個別の指導計画を活用について

個別の指導計画は、児童生徒の実態を把握した上で作成されたものであるが、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。したがって、**計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルにおいて、適宜評価を行い**、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。

(特支小中学習指導要領解説総則編 第3編第2章第3節3(3)イ、
特支高学習指導要領解説総則等編 第2編第2部第1章第3節3(5)イ)を基に作成

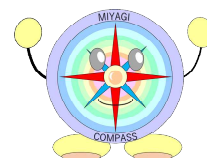


作成の手順(例)

- ① 本人や保護者のニーズ等の実態を把握する。
- ② 実態把握に基づいた指導目標(長期, 短期)を設定する。
- ③ 目標を達成するために必要と思われる, 具体的な指導内容・方法を設定する。
- ④ 計画に基づいて実際に指導し, その変容を記録する。
- ⑤ 指導目標に基づき, 指導の成果について評価し, 改善を図る。

具体的な活用場面

- ・ 授業の計画(指導目標, 内容, 方法)作成
- ・ 保護者との連携(相談, 面談, 家庭訪問)
- ・ 担任と教科担当などと各教科等の指導における情報交換(計画的, 継続的な指導)
- ・ 次年度への引き継ぎ(計画的, 継続的な指導)



個別の指導計画は、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒全員に必ず作成します。通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒については、作成・活用に努めることとされています。

様式については、各県や市町村、学校等で違うので、確認しましょう。

Q 学校における合理的配慮とは？

A 「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

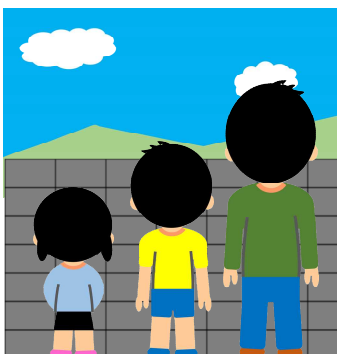
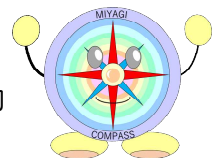
（中央教育審議会初等中等教育分科会（H24）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

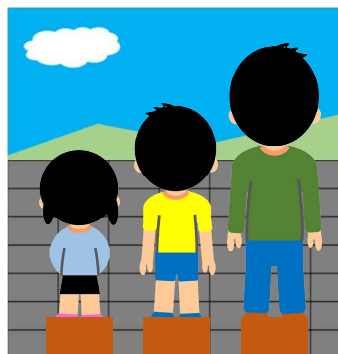
知的障害者に対する合理的な配慮の例としては、

- ・ 文字を大きく書いて、提示する。
- ・ 漢字に振り仮名を振る。
- ・ 言葉だけでなく、絵や写真などを一緒に提示する。 などがあります。

これまで行ってきた支援を、本人及び保護者、学校で3観点11項目の合理的配慮の観点（p. 1-15）で整理、捉え直すことが大切だと言われています。

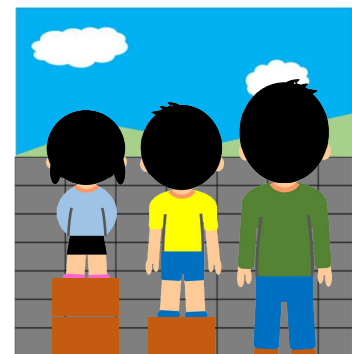


配慮が何もない状態



平等ではあるが左の子はまだ見えない

（対応を重視）



公正さが担保されて全員が見える

（結果を重視）

障害のある児童生徒の障壁を視覚化してみると、中央の絵は、全員に同じ高さの踏み台を用意することで、支援の平等さが生まれますが、全員が景色を見ることはできません。右の絵は、必要な人に必要な高さの踏み台を用意する、つまり必要な支援（合理的配慮）をすることで、全員が景色を見るという点で、公正さが担保されることになります。

○ 知的障害における「合理的配慮」の観点

観点	項目		指導
①教育内容・方法	①-1教育内容	①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	○ できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範や、ルールの理解を促すための指導を行う。
		①-1-2 学習内容の変更・調整	○ 知的発達遅れにより、一般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。 (焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等)
	①-2教育方法	①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	○ 知的発達遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。 (文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用等)
		①-2-2 学習機会や体験の確保	○ 知的発達遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、生活力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。
	①-2-3 心理面・健康面の配慮	○ 知的発達遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、集団の一員として帰属意識がもてるような機会を確保するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。	
②支援体制	②支援体制	②-1 専門性のある指導体制の整備	○ 知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校（知的障害）のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。
		②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解推進を図るための配慮	○ 知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の児童生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努める。
		②-3 災害時等の支援体制の整備	○ 適切な避難等の行動の仕方が分からず、極度に心理状態が混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。
③施設・整備	③施設・設備	③-1 校内環境のバリアフリー化	○ 自主的な移動を促せるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。
		③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	○ 危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活力の向上が必要であることから、生活体験を主とした活動を可能にする場を用意する。
		③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	○ 災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるよう、簡潔な動線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

(中央教育審議会初等中等教育分科会(H24)
「共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)別表①～⑪」を基に作成

Q 学校における基礎的環境整備とは？

A 障害のある子どもに対する支援については，法令に基づき又は財政措置により，国は全国規模で，都道府県は各都道府県内で，市町村は各市町村内で，教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは，「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり，それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は，その整備の状況により異なるところではあるが，これらを基に，設置者及び学校が，各学校において，障害のある子どもに対し，その状況に応じて，「合理的配慮」を提供する。

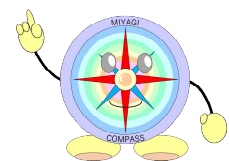
（中央教育審議会初等中等教育分科会（H24）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

基礎的環境整備は，インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として，障害のある児童生徒だけではなく，多くの児童生徒にとっても有益なものになります。その具体的内容は全部で8項目あり，国，都道府県，市町村が財源を確保し役割分担をして実施します。（項目は下の①～⑧）。

その際も，「合理的配慮」と同様に体制面，財政面を勘案し，均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学び場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員，支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学び場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進



Q 育成を目指す資質・能力とは？

A 「生きる力」をより具体化し，教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を，

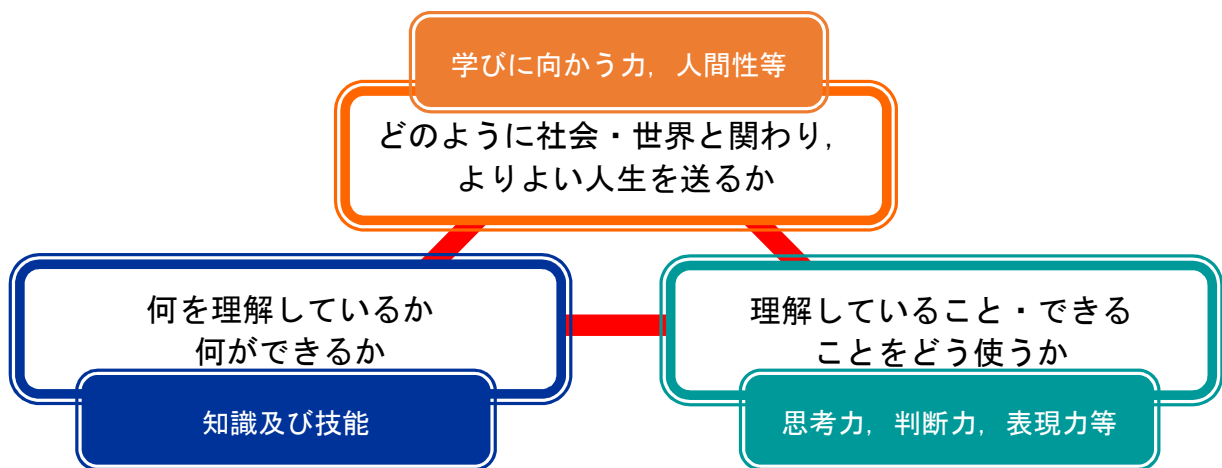
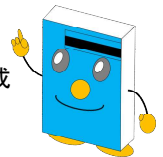
ア 何を理解しているか，何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）

イ 理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）

ウ どのように社会・世界と関わり，よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）

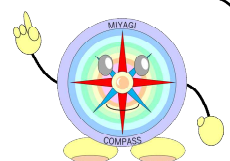
の三つの柱に整理するとともに，各教科等の目標や内容についても，この三つの柱に基づく再整理を図るよう示された。

（特支小中学学習指導要領解説総則編 第1編第1章第2節1②）を基に作成



（文部科学省（令和2年4月）「特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料」第1編第1章3）

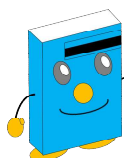
資質・能力の三つの柱の育成が，バランスよく実現できるよう留意する必要があります。各教科の具体的な資質・能力については，学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容を確認しましょう。



Q 学習評価とは？

A 学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。

「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするために、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。



（特支小中学学習指導要領解説総則編 第3編第2章第4節3(1)、
特支高学習指導要領解説総則編 第2編第2部第1章第4節3(1)）を基に作成

障害のある児童生徒に係る学習評価については、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導と配慮及び評価を適切に行うことを前提としつつ、特に以下のような観点から改善することが必要である。

- ・ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においても、文章による記述という考え方を維持しつつ、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れることとする。

（中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会（H31）「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」）

観点別学習状況の評価の観点

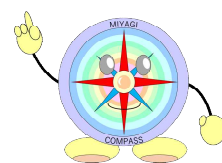
知識・技能

思考・判断・表現

主体的に
学習に取り組む態度

学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒の学習評価についても変わりません。個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要です。

特別の教科 道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動についても、学習指導要領で示したそれぞれの目標や特質に応じ、適切に評価します。

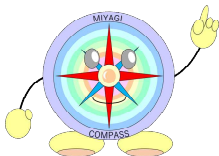
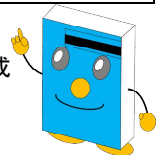


Q 主体的・対話的で深い学びとは？

A 「育成を目指す資質・能力」を踏まえた授業づくりの実現に向けて、取り組むべき授業改善の視点である。

<p>主体的な学び</p> <p>主</p>	<p>学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。</p>
<p>対話的な学び</p> <p>対</p>	<p>子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。</p>
<p>深い学び</p> <p>深</p>	<p>習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。</p>

（特支小中学学習指導要領解説総則編 第3編第2章第4節1，
特支高学習指導要領解説総則等編 第2編第2部第1章第4節1）を基に作成



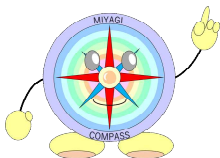
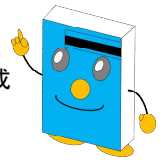
第2章で「**授業改善の視点（主体的・対話的で深い学び）**」（p. 2-32～p. 2-34）を提案しています。

授業づくりをしたり、授業改善をしたりするとき、目の前の児童生徒の実態に合わせてこの視点を活用してみてください。

Q 見方・考え方とは？

A 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、**各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」**である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、**習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要**である。

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 各教科の解説等に記述）を基に作成



特支小中学学習指導要領解説各教科等編では、各教科等の「見方・考え方」について記載してあります。それを、次のページ以降にまとめました。（p. 1-21～p. 1-23）

「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善を行う際に、参考にしてみてください。

参考

各教科等の「見方・考え方」

(知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校)

生活科「生活に関わる見方・考え方」

「生活に関わる見方・考え方を生かし」とは、身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、よりよい生活に向けて思いや願いを実現しようとする事

(特支小中学習指導要領解説各教科等編 第4章第4節第1の2(1))

国語科「言葉による見方・考え方」

「言葉による見方・考え方を働かせ」とは、児童（生徒）が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めること

(特支小中学習指導要領解説各教科等編 第4章第4節第2の2, 第4章第5節第1の2, 特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第4節第1の2)

社会科「社会的な見方・考え方」

社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする際の「視点や方法（考え方）」である

「社会的な見方・考え方を働かせ」ることは、視点や方法（考え方）を用いて、調べ、考え、表現して、理解したり、学んだことを社会生活に生かそうとしたりすること

(特支小中学習指導要領解説各教科等編 第4章第5節第2の2, 特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第5章第4節第2の2)

算数・数学科「数学的な見方・考え方」

事象を数量や図形及びそれらの関係などに注目して捉え、根拠を基に筋道を立てて考え、総合的・発展的に考えること

(特支小中学習指導要領解説各教科等編 第4章第5節第3の2①, 第4章第5節第3の2, 特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第4節第3の2①)

理科「理科の見方・考え方」

〔見方〕 「生命」を柱とした区分では、主として多様性と共通性の視点で捉えること

「地球・自然」を柱とした区分では、主として時間的・空間的な視点で捉えること

「物質・エネルギー」を柱とした区分では、主として質的・実体的な視点で捉えたり、量的・関係的な視点で捉えたりすること

〔考え方〕 生徒が問題解決の過程の中で用いる、比較、関係付け、条件制御、多面的に考えることなど

(特支小中学習指導要領解説各教科等編 第4章第5節第4の2, 特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第4節第4の2)

音楽科「音楽的な見方・考え方」

音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第4節第4の2、第4章第5節第5の2、
特支高学習指導要領解説知的教科等編（上） 第2編第2部第5章第4節第5の2）

図画工作科・美術科「造形的な見方・考え方」

感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第4節第5の2）

表現及び鑑賞の活動を通して、よさや美しさなどの価値や心情などを感じる力である感性や想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第5節第6の2、
特支高学習指導要領解説知的教科等編（下） 第2編第2部第5章第4節第6の2（1））

体育科・保健体育科「体育の見方・考え方」

運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自分の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けること

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第4節第6の2、第4章、第5節第7の2、
特支高学習指導要領解説知的教科等編（下） 第2編第2部第5章第4節第7の2（1））

体育科・保健体育科「保健の見方・考え方」

個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第4節第6の2、第4章第5節第7の2、
特支高学習指導要領解説知的教科等編（下） 第2編第2部第5章第4節第7の2（1））

職業・家庭科「職業に係る見方・考え方」「生活の営みに係る見方・考え方」

高等部 職業科「職業に係る見方・考え方」 高等部 家庭「生活の営みに係る見方・考え方」

職業に係る事象を、将来の生き方等の視点で捉え、よりよい職業生活や社会生活を営むための工夫を行うこと

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 中学部職業分野 第4章第5節第8の3（1）、
特支高学習指導要領解説知的教科等編（下） 第2編第2部第5章第4節第8の2）

家庭分野が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る事象を、健全で豊かな家庭生活を営む視点で捉え、生涯にわたって自立し共に生きる生活を創造するために、よりよい生活を工夫すること

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 中学部家庭分野 第4章第5節第8の3（1））

家庭科が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・共同、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生涯にわたって自立し共に生きる生活を創造できるよう、よりよい生活を営むために工夫すること

（特支高学習指導要領解説知的教科等編（下） 第2編第2部第5章第4節第9の2）

外国語活動・外国語科「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」

外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、目的・場面・状況等に応じて、情報や自分の考えなどを形成、整理、再構築すること

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第6章第2款2(1)）

外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第5節第92(1)、
特支高学習指導要領解説知的教科等編(下) 第2編第2部第5章第4節第10の2）

情報「情報に関する科学的な見方・考え方」

事象を、情報とその結び付きとして捉え、情報技術の適切かつ効果的な活用（プログラミングやモデル化・シミュレーションを行ったり情報デザインを適用したりすること等）により、新たな情報に再構成すること

（特支高学習指導要領解説知的教科等編(下) 第2編第2部第5章第4節第11の2）

特別の教科・道徳「道徳科における見方・考え方」

※小学校又は中学校に準ずる。

「考え、議論する道徳」を目指す今回の小・中学校学習指導要領の改訂の趣旨に照らして考えると、道徳科における「深い学び」の鍵となる「見方・考え方」は、今回の改訂で目標に示されている「『様々な事象を、道徳的諸価値の理解を基に自己との関わりで（広い視野から）多面的・多角的に捉え、自己の（人間としての）生き方について考えること』であると言える。」

（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(中教審第197号)平成28年）

総合的な学習の時間「探究的な見方・考え方」

※中学校に準ずる

各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けるという総合的な学習の時間の特質に応じた見方・考え方のこと

（中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編 第2章第2節1(1)）

※ 高等部については、「高等学校学習指導要領解説 総合的な探究の時間編 第3章第2節1(1)」を参照

特別活動「集団や社会の形成者としての見方・考え方」

※小学校又は中学校、高等学校に準ずる

各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結びつけること

（学習指導要領解説 特別活動編 小学校第2章第1節1(2)、中学校第2章第1節1(2)、高等学校第2章第1節1(2)）

※ 高等部の「主として専門学科において開設される各教科」については、特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編(下)参照

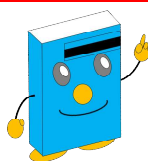
Q カリキュラム・マネジメントとは？

A 各学校においては、

- ① 児童又は生徒や学校，地域の実態を適切に把握し，教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと，
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと，
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、**教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）**に努めるものとする。

- ④ **その際、児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の(3)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。**



（特支小中学学習指導要領 第1章第2節4）（特支高学習指導要領 第1章第2節5）を基に作成
 ※上記「第3節の3(3)イ」は、特支高学習指導要領では「第2款の3(5)イ」となっている

①，②，③は，全ての学習指導要領に記載されています。④は，特別支援学校学習指導要領にのみ記載されています。「児童又は生徒に何が身に付いたか」というところがポイントです。

